

高知中部森林管理署交渉（全国林野関連労働組合四国地方本部大栃分会）

議事要旨

1 日 時：令和4年10月4日（火）17:15～18:00（45分）

2 場 所：高知中部森林管理署 会議室（2階）

3 出席者：高知中部森林管理署	吉良 康 署長
同	岡部 光明 次長
同	迫屋 和久 総括事務管理官
全国林野関連労働組合四国地方本部大栃分会	川村 栄二 執行委員長
同	萩野 伸二 副執行委員長
同	齋藤 公平 書記長
同	越智 洋 執行委員
同	山中 佑也 執行委員

4 交渉事項

職員の労働条件の改善等に関する要求書について

5 議事概要

当局）只今から、全国林野関連労働組合四国地方本部大栃分会から申し入れのあった交渉を始めさせていただきます。あらかじめ予備交渉において交渉時間、交渉項目等を整理しているので、それに基づき進行いただくようお願いする。

組合）十分な要員配置がされてない中で、各職員が豪雨災害等の対応や幅広い複数の業務対応に追われている。空席ポストへの職員の配置や、引き続き事務系・現場系非常勤職員雇用予算を確保するなどして職員の業務負担軽減を講じること。

また、将来の山守としての森林・林業技師制度を導入し、国有林の現場管理機能を確保すること。

当局）局全体の要員が減少する中において、空きポストへの職員配置及び非常勤職員雇用予算の確保は重要と考えており、必要な予算の要求を行って参る考えである。

また、国有林の現状把握、地域林業への精通、各種の林業技術など、様々な技術継承は重要な事案であり、機会を捉えて現場技術の継承への取組、専門的な研修への積極的な参加促進などによる現場技術者の育成を図る必要があると考えており、引き続き人員配置や業務分担の見直し、業務委託の活用、事務・業務改善の推進、働き方改革の取組等により、現場管理機

能の充実とともに業務の一層の効率化や職員の負担軽減に努めて参りたい。

組合) 主伐・再造林を実行していくうえで、皆伐後の植栽業務、獣害対策等の業務が増えている。また、シカ等による獣害被害が発生しており、補植・改植及び表土流出の対策が必要となっている。

そうした中、年々増加する既存の防護柵の点検・補修等に職員が従事する業務も増え、業務過多となっている。加えて、年間を通してシカ駆除が実施されていることから、狩猟の入林等に関する事務が多く管理担当者の負担も大きい。

そうしたことから、職員の負担軽減に結びつく具体的な職員の負担軽減策を講じること。

当局) 当署において、シカ等による獣害対策は重要な課題と認識しているところであり、現地検討会等を通じて対応を検討しているところである。また、入林等に関する事務負担については、新たに取組む協定により管理担当者の負担軽減に繋げていけると考えている。

組合) オンラインによる会議や研修等の開催について、インターネットの通信環境は職場によって違いがあることから、通信環境の整った場所まで移動しなければならないなど、職員の負担となっている。

また、現在配備されているパソコンの性能は、業務実態を反映したものとは言えないことから、職場の要望を踏まえたパソコンへの更新を行うなど職員の負担を解消すること。

当局) パソコンの更新については、令和5年度の本省NW更改に向け、本省情報管理室とデジタル庁との間で端末の仕様や通信環境の調整が行われており、今後局署庁舎の現地調査が進められると承知している。

引き続き、林野庁で使用している「各種システム」「積算プログラム」などが問題なく動作するスペックのPCを要望するとともに、通信環境の改善に向けても業務に支障が無い環境を整備するよう要望して参りたい。

組合) 高知中部森林管理署管内は急峻な地形でザレ場、ガレ場が多いことから、複数名での入山の徹底、緊急連絡体制などの安全対策を徹底し、職員の安全確保対策を講じること。

また、2022年3月末で森林技術員は0名となっており、現場系再任用職員も今後減少していく。現場対応要員が毎年減っていく中、今後の安全対策を示されたい。

当局) 職員の安全確保については、「四国森林管理局職員の保健及び安全保持について」等に基づき、人命尊重を基本理念として局署が一体となって取り組んでいるところであり、署としても、緊急連絡体制の構築や、行動表の「見える化」などの対策を実施しており、引き続き取り組んでまいる考えである。

また、職員減少に伴う安全対策については、現場対応要員の確保は重要と認識しているところであり、必要な人材の確保ができるよう要望して参る考えである。

組合) 必要な林道の維持・修繕を図る中で、林道の安全通行、職員の安全確保を図ること。

当局) 林道維持修繕については、必要な予算確保を行い適切な整備が図られ安全に利用できるよう努めて参る考えである。

組合) 車両の更新については、現場の実態に応じた適切な車両配備を行うとともに、国有林の実情(現場出張)を踏まえ、老朽化した車両も含め計画的な更新を実行できる予算を確保する中で、車両更新に係る職員の安全確保を図ること。

あわせて、安全運転確保に係る車両装備の充実に努めること。

当局) 車両の更新については、署が保有する車両の使用実態(走行距離、年式、車両の状態)を把握し、保有車両の適切な配置、管理、効率的な利用を実施しているところであり、使用実態を踏まえた計画的な更新となるよう局と調整を行っているところである。

また、車両の安全運転確保に係る装備についても、運転に伴う職員の安全が確保されるよう、必要な予算を要望してまいる考えである。